

令和 3 年度定時総会

議 案 書

(一社) 能登半島広域観光協会

一般社団法人能登半島広域観光協会定時総会次第

日 時: 令和3年6月28日(月)

10:00～11:00

場 所: キャッスル真名井

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

議案第 1号 令和2年度事業報告

議案第 2号 令和2年度一般会計収支決算

議案第 3号 令和2年度のと里山空港二次交通運行支援基金

特別会計収支決算

監査報告

議案第 4号 令和3年度事業計画(案)

議案第 5号 令和3年度一般会計収支予算(案)

議案第 6号 令和3年度のと里山空港二次交通運行支援基金

特別会計収支予算(案)

議案第 7号 役員改選(案)

議案第 8号 能登 MaaS 推進協議会設立について

議案第 9号 (一社)能登半島広域観光協会 DMO 化について

4. 報告事項

会員加入について

5. その他

6. 閉 会

令和2年度 事業報告

1.能登半島魅力強化対策事業

(1)能登ふるさと博事業

① 能登お宝めぐり

期日 令和2年4月～新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

令和2年9月～開催

内容 4市5町から26の神社仏閣施設紹介

実績 276, 215名

スタンプ合計数 168

景品応募者数 28名

(2)各地区との観光資源の開発

① 新型コロナウイルス終息後のキャンペーンについてオンライン意見交換会

期日 令和2年5月27日(木)

内容 オンラインワークショップ

② 第1回能登観光戦略セミナー

期日 令和2年7月16日(木)

内容 ・講師:熱海市観光建設部

次長 立見 修司 氏による講演

・意見交換

場所 和倉温泉お祭り会館



③ 第2回能登観光戦略セミナー

期日 令和2年10月22日(木)

内容 講師:

株式会社 Intheory

代表取締役 村木 智裕 氏による講演

場所 のと里山空港



④ 能登半島観光戦略プラン策定意見交換会

期日 令和2年10月22日(木)

内容 1泊2日の旅行商品プランの検討
商品造成の課題発掘

場所 のと里山空港



⑤ 能登半島観光戦略プラン策定意見交換会

期日 令和2年12月8日(火)

内容 ・「金沢市観光協会の取り組みについて」

講師 金沢市観光協会 副理事長 八田 誠 氏

・「能登半島内の連携と金沢との連携」

場所 のと里山空港

⑥ 能登半島観光戦略プラン策定意見交換会

期日 令和3年1月21日(木)

内容 ・「情報共有の重要性について(予定)」

講師 株式会社 Intheory 代表取締役 村木 智裕 氏

・「地域資源の洗い出し:個人的に本気でおすすめできるスポット」

場所 オンライン

⑦ 能登ツーリズムミーティング(名称変更:能登半島観光戦略プラン策定意見交換会)

期日 令和3年3月15日(月)

内容 「特別な旅行コンテンツを考える」

場所 のと里山空港

(3) 妙成寺の「国宝」化に向けた文化財の魅力発信

① 広報展開

期日 令和2年9月～

内容 「お宝めぐり」で紹介

② 広報展開

県広報番組(ぶんぶんセブン)での能登ふるさと博の「お宝めぐり」の施設として紹介

期日 令和3年1月17日放送

(4) インバウンド受入体制強化

① 地域の観光人材のインバウンド対応能力強化研修

期日 令和3年2月3日(水) 初級クラス

令和3年2月4日(木) 中級クラス

内容 全国通訳案内士を講師とし、専門家が監修したカリキュラムに沿ったインバウンド対応研修

場所 オンライン

2.観光振興事業

(1)観光キャンペーン PR と情報発信

① 広報発信

期日 令和2年7月23日～

内容 能登半島 with コロナの観光 PR 動画作成
YouTube での動画配信

YouTube 視聴回数 1, 995回

NHK 名古屋放送 さらさらサラダで紹介



② 広報発信

期日 令和2年6月6日(土)～

内容 インスタグラムアカウント「ふらっとのと」開設
県内向けに能登の自然をテーマ「ふらっとのと 100 のこと」を配信

③ 広報発信

期日 令和2年6月6日(土)～

内容 インスタグラムアカウント「ふらっとのと」
「#ふらっとのと」一般投稿を募集・紹介

④ 広報発信

期日 令和2年6月9日(金)～

内容 協会ホームページでの外国人観光客向けリンクページの開設

(2)能登 MaaS 調査・研究

① 第1回能登 MaaS 研究会

期日 令和2年7月30日(木)

場所 のと里山空港

内容 講演 テーマ「日本版 MaaS 事業を推進することとは」
～能登地域振興で MaaS がはたす役割～

講師 株式会社日本旅行取締役兼執行役員 秋山 秀之 氏

* MaaS を簡単に表現するならば・・・

『マイカーよりも便利な公共交通サービス』
好きな時に、快適に、廉価な費用で目的地に
たどり着けるようにすること。

MaaS の最大重要なポイントは、観光や住民
生活にかかわるサービスを一元化する。
多岐にわたるサービス母体を一つにする。



② 能登 MaaS 研究会アンケート実施

期日 令和2年 8 月

内容 アンケート結果から MaaS で解決すべき地域の課題

(A)観光交通の課題

★行きたいと思うところはある。どうやって行けばよいか分からない、交通手段が無い ⇒これを解消

●観光資源へのアクセス性向上

●魅力的な店舗、飲食店と交通情報の連携

●観光行動を基にしたレコメンド(推薦)による周遊、滞在の促進

(B)生活交通の課題

●高齢化が進むものの、人口減少、運転手不足により、維持が難しい公共交通の持続性確保

●公共交通不便地域の解消

(C)WITH コロナの課題

●店舗、飲食店等の混雑情報の発信

●店舗の予約、キャッシュレス決済

(D)MaaSの基盤整備

●MaaS のデータ基盤を整備し、MaaS による地域課題の解決を進めるとともに、データを活用した地域政策の展開へつなげる

●MaaS の関連データを管理する地域組織(プラットフォーム)の確立

③ 第2回 能登 MaaS 研究会

期日 令和2年 10 月6日(火)

場所 のと里山空港

内容 テーマ「能登(NOTO)×MaaS=NaaSで解決すべき地域課題」

講 師 株式会社計画情報研究所 取締役 米田 亮 氏

* 能登における解決すべき地域課題、取り組み事例、今後のスケジュール等について説明



④ 第3回能登 MaaS 研究会

期日 令和3年2月8日(月)

場所 のと里山空港

内容 テーマ 国における MaaS 推進の方向性と能登地域における導入可能性

講 師 国土交通省北陸信越運輸局

交通政策部交通企画課長 佐々木 凜太郎 氏

(3) 二次交通の利便性強化

① 「越前めぐりバス」視察

期日 令和2年11月7日(土)

場所 福井県 JR西日本バス「越前めぐりバス」視察

内容 JR 西日本バスにおいて、令和3年4月以降能登地域への定期観光バス運行が企画されている。

関係者13名で、現行運行している「越前めぐりバス」に乗車し、今後能登半島におけるコースの調査・研究を行う。



② 西日本ジェイアールバス定期観光バス第1回検討会

期日 令和2年12月 14 日(月)

場所 のと里山空港

内容 新規路線コースについて

③ 西日本ジェイアールバス定期観光バス第2回検討会

期日 令和3年2月26日(金)

場所 輪島市門前総合支所

内容 新規路線コース再検討

④ 西日本ジェイアールバス定期観光バス第3回検討会

期日 令和3年3月29日(月)

場所 輪島市門前総合支所

内容 今後のスケジュール

(4) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(実証事業)

「能登における with コロナ時代の自然・文化・社会等に加えて地域貢献に高い関心のある観光客の誘客に向けた基礎調査事業」

① 能登における with コロナ時代の誘客に向けた第1回検討会

期日 令和3年1月21日(木)

内容 ・事業説明

・調査事業への協力依頼

・アンケート調査の実施について

場所 WEB 会議(志賀町文化センター)

② 能登における with コロナ時代の誘客に向けた第2回検討会

期日 令和3年2月17日(水)

内容 ・能登の観光をとりまく環境の変化とターゲットについて

・アンケート・ヒアリング調査等の実施<速報>

場所 WEB 会議(のと里山空港)

③ 能登における with コロナ時代の誘客に向けた第3回検討会

期日 令和3年3月15日(月)

内容 ・能登地域の観光の現状について

・地域貢献に高い関心のある観光客の誘客に向けて

① 観光地としての能登地域のありたい姿

② 広域で取り組む能登観光の方向性

③ 今後の広域観光のロードマップ(取組の優先順位)

・意見交換

場所 のと里山空港



3.誘客事業

(1)能登デスク運営

期日 令和2年4月～令和3年3月

内容 能登への観光案内

実績 1,907名

(2)昇龍道の活用

①「昇龍道フリーバスきっぷ」については、今年度は販売中止。

②昇龍道ライダーズミーティング開催

期日 令和3年2月27日(土)

場所 七尾美術館

内容 昇龍道ドラゴン推進協議会主催によるバイクを通して昇龍道とバイクの魅力を語るシンポジウムを開催。

(3)JR七尾線新型車両出発式・観光列車「花嫁のれん」5周年記念イベント

期日 令和2年10月3日(土)

場所 七尾駅、和倉温泉駅

内容

- ①新型車両:輪島塗をイメージしたあかね色のラインが特徴。北陸初の車載型IC改札機(来春稼働予定)がドア付近に設置。
- ②「花嫁のれん」5周年記念イベントがJR和倉温泉駅で開催され、和倉温泉旅館協同組合女将の会が乗客を出迎えた。



(4)のと鉄道観光列車「のと里山里海号」5周年記念

①辻口博啓氏監修のルビーロマンを使用した洋菓子「ルビーロマンフレ」を、「スイーツプラン」で提供。

期間 11月1日～11月29日

②5周年記念乗車証の発行

期間 11月1日～3月31日



(5) SSTR(サンライズ・サンセット・ツーリングラリー)

期日 令和2年10月1日～令和3年3月31日(10月25日から本開催)

場所 能登地域

内容 数多くのライダーが、能登路を駆け巡り、能登各地で受入れ準備が進み、ライダーの宿泊特典なども設けられている。

出走者数 3,555名 (3月30日現在)



4. 組織体制強化

(1) 組織の活性化

① 理事会

第1回理事会

期日 令和2年6月

新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催

第2回理事会

期日 令和2年11月11日(水)

場所 のと里山空港

第3回理事会

期日 令和3年1月

書面開催

第4回理事会

期日 令和3年3月25日(木)

場所 のと里山空港

能登デスク実績

	平成28年			平成29年			平成30年			平成31年/令和元年			令和2年			対前年比		
	国内	国外	合計	国内	国外	合計	国内	国外	合計	国内	国外	合計	国内	国外	合計	国内	国外	合計
4月	465	128	593	49	13	62	391	145	536	328	149	477	33	2	35	10.1%	1.3%	7.3%
5月	602	77	679	166	7	173	386	112	498	381	108	489			0	0.0%	0.0%	0.0%
6月	422	61	483			0	315	74	389	351	41	392	70	0	70	19.9%	0.0%	17.9%
7月	572	92	664			0	367	88	455	343	70	413	112	2	114	32.7%	2.9%	27.6%
8月	825	67	892			0	507	96	603	383	66	449	152	12	164	39.7%	18.2%	36.5%
9月	531	72	603			0	356	67	423	271	53	324	241	9	250	88.9%	17.0%	77.2%
小計	3,417	497	3,914	215	20	235	2,322	582	2,904	2,057	487	2,544	608	25	633	29.6%	5.1%	24.9%
10月	576	143	719	333	42	375	402	109	511	164	59	223	319	9	328	194.5%	15.3%	147.1%
11月	467	112	579	333	58	391	419	97	516	198	48	246	356	9	365	179.8%	18.8%	148.4%
12月	431	52	483	271	41	312	262	52	314	179	23	202	227	3	230	126.8%	13.0%	113.9%
1月	302	40	342	337	21	358	328	30	358	244	36	280	66	3	69	27.0%	8.3%	24.6%
2月	301	29	330	302	32	334	309	29	338	277	7	284	93	3	96	33.6%	42.9%	33.8%
3月	264	32	296	307	68	375	299	38	337	188	7	195	186	0	186	98.9%	0.0%	95.4%
小計	2,341	408	2,749	1,883	262	2,145	2,019	355	2,374	1,250	180	1,430	1,247	27	1,274	99.8%	15.0%	89.1%
合計	5,758	905	6,663	2,098	282	2,380	4,341	937	5,278	3,307	667	3,974	1,855	52	1,907	56.1%	7.8%	48.0%

※平成29年10月から専門職員(英会話可能)配置

2020年度 能登デスク外国人国別利用実績

	国名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	上期比	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	総計	全体比
1	アメリカ						6	6	24.0%							0	6	11.8%
2	カナダ							0	0.0%							0	0	0.0%
3	メキシコ							0	0.0%							0	0	0.0%
4	イギリス						3	2	20.0%							0	5	9.8%
5	ドイツ							0	0.0%							0	0	0.0%
6	フランス							2	12.0%		5					5	8	15.7%
7	イタリア				1			3	0.0%		2					2	2	3.9%
8	スイス							0	0.0%							0	0	0.0%
9	オーストラリア							0	0.0%							0	0	0.0%
10	デンマーク							0	0.0%							0	0	0.0%
11	スペイン							0	0.0%							0	0	0.0%
12	ハンガリー							0	0.0%							0	0	0.0%
13	ポーランド							0	0.0%							0	0	0.0%
14	ポルトガル							0	0.0%							0	0	0.0%
15	オランダ	1						1	4.0%							0	1	2.0%
16	ベルギー							0	0.0%							0	0	0.0%
17	モナコ							0	0.0%							0	0	0.0%
18	アイスランド							0	0.0%							0	0	0.0%
19	スウェーデン							0	0.0%							0	0	0.0%
20	フィンランド							0	0.0%							0	0	0.0%
21	ノルウェー							0	0.0%							0	0	0.0%
22	チェコスロバキア							0	0.0%							0	0	0.0%
23	ロシア							0	0.0%			1				1	1	2.0%
24	中国						1	1	4.0%	2						2	3	5.9%
25	香港							0	0.0%							0	0	0.0%
26	台湾							0	0.0%	1	2					3	3	5.9%
27	韓国							0	0.0%			1				1	1	2.0%
28	シンガポール							0	0.0%							0	0	0.0%
29	タイ							0	0.0%							0	0	0.0%
30	マカオ							0	0.0%							0	0	0.0%
31	インド							0	0.0%				2			2	2	3.9%
32	フィリピン							0	0.0%							0	0	0.0%
33	インドネシア				1	1		2	8.0%					3		3	5	9.8%
34	マレーシア							0	0.0%							0	0	0.0%
35	オーストラリア							0	0.0%							0	0	0.0%
36	コスタリカ							0	0.0%							0	0	0.0%
37	モロッコ							0	0.0%							0	0	0.0%
38	スリランカ							0	0.0%							0	0	0.0%
39	ブラジル							0	0.0%	2						2	2	3.9%
40	イスラエル	1						1	4.0%							0	1	2.0%
41	リトアニア							0	0.0%							0	0	0.0%
42	エストニア							0	0.0%							0	0	0.0%
43	ニュージーランド							0	0.0%							0	0	0.0%
44	ウルグアイ							0	0.0%							0	0	0.0%
45	コンゴ							0	0.0%							0	0	0.0%
46	南アフリカ							0	0.0%							0	0	0.0%
47	チリ							0	0.0%							0	0	0.0%
48	アルゼンチン							0	0.0%							0	0	0.0%
49	クエート							0	0.0%							0	0	0.0%
50	バンクレーディッシュ						1	1	4.0%							0	1	2.0%
51	不明					2	3	5	20.0%	4			1			5	10	19.6%
	合計	2	0	0	2	12	9	25		9	9	2	3	3	0	26	51	

【議案第2号】

令和2年度 一般会計収支決算

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
会 費	16,400,000	16,187,000	△ 213,000	市町・各団体・一般会員会費
負 担 金	5,700,000	5,975,396	275,396	能登デスク負担金 能登の旅情報センター事業
補 助 金	3,000,000	2,547,600	△ 452,400	能登ふるさと博事業
委託事業	0	1,285,085	1,285,085	七尾商工会議所 ふるさとタクシー無料キャンペーン事業
雑 収 入	160,305	212,745	52,440	能登半島物語カード利用料等
繰 越 金	8,805,695	8,805,695	0	
合 計	34,066,000	35,013,521	947,521	

支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
事 業 費	8,570,000	7,559,621	△ 1,010,379	能登ふるさと博事業 能登の旅情報センター運営協議会
給 与 費	11,100,000	14,793,436	3,693,436	
会 議 費	200,000	191,962	△ 8,038	総会費、会議費
負 担 金	3,210,000	3,005,000	△ 205,000	観光団体負担金 能登空港二次交通負担金
総 務 費	4,430,000	4,240,204	△ 189,796	旅費交通費、通信運搬費、広告宣伝費、 リース料他
予 備 費	6,556,000	0	△ 6,556,000	
次年度繰越金	0	5,223,298	5,223,298	
合 計	34,066,000	35,013,521	947,521	

令和2年度 一般会計収支決算内訳

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	内訳
会費	16,400,000	16,187,000	市町・各団体・一般会員会費
負担金	5,700,000	5,975,396	
		2,400,000	能登デスク負担金
		2,875,396	能登の旅情報センター
		700,000	のと里山空港利用促進協議会
補助金	3,000,000	2,547,600	
		2,547,600	能登ふるさと博事業
委託事業	0	1,285,085	
		700,000	七尾商工会議所
		585,085	ふるさとタクシー無料キャンペーン事業
雑収入	160,305	212,745	
		129,603	能登半島物語カード利用料
		83	受取利息他
		83,059	研修会等参加負担金
繰越金	8,805,695	8,805,695	
合 計	34,066,000	35,013,521	

支出の部

科目	予算額	決算額	内訳
事業費	8,570,000	7,559,621	
		2,547,600	能登ふるさと博(お宝めぐり)
		2,161,916	観光振興事業
		75,520	研修事業(福井バスツアー)
		2,070,000	能登の旅情報センター運営協議会負担金
		530,085	ふるさとタクシー無料キャンペーン委託事業
		174,500	能登の情報センター共益費
給与費	11,100,000	14,793,436	
		12,376,815	従業員給与・賞与
		839,954	福利厚生費
		1,576,667	社会保険料・労働保険料
会議費	200,000	191,962	
		191,962	会議費・交際費
負担金	3,210,000	3,005,000	
		2,710,000	能登空港二次交通運行支援基金
		295,000	各種団体会費
総務費	4,430,000	4,240,204	
		526,206	通信運搬費(電話料金・送料)
		1,316,807	旅費交通費
		159,500	消耗品費(パソコン購入)
		205,920	リース料(パソコン)
		132,066	租税公課
		743,540	事務用品費
		404,000	広告宣伝費(ホームページ管理料等)
		588,940	支払手数料
		163,225	雑費
予備費	6,556,000	0	
合 計	34,066,000	29,790,223	

収入済額

支払い済額

次年度繰越金額

35,013,521

—

29,790,223＝5,223,298

令和2年度のと里山空港二次交通運行支援基金特別会計収支決算

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目		予算額	決算額	増 減	備 考
負担金	のと里山空港利用促進協議会	2,710,000	2,710,000	0	
	のと里山空港利用促進同盟会	2,710,000	2,710,000	0	
	能登半島広域観光協会	2,710,000	2,710,000	0	
	市町	8,600,000	9,567,000	967,000	
	石川県・市町	0	16,018,000	16,018,000	
雑収入		775	23	△ 752	利息
前年度繰越金		36,225	36,225	0	
合 計		16,767,000	33,751,248	16,984,248	

支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
のと里山空港二次交通事業費補助金	16,500,000	27,532,825	11,032,825	運行事業
事務費	21,000	23,760	2,760	振込手数料
次年度繰越金	246,000	6,194,663	5,948,663	
合 計	16,767,000	33,751,248	16,984,248	

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目		当年度	前年度	増 減
Ⅰ 資産の部				
1、流動資産	現金預金	6,319,943	6,758,928	△ 438,985
	定期預金	0	3,000,000	△ 3,000,000
	売掛金	0	0	0
	未収入金	277,203	534,592	△ 257,389
流動資産合計		6,597,146	10,293,520	△ 3,696,374
2、固定資産				
(1)基本財産				
基本資産合計		0	0	0
(2)特定資産				
特定資産合計		0	0	0
(3)その他固定資産				
器具備品		0	0	0
その他固定資産合計		0	0	0
固定資産合計		0	0	0
資産合計		6,597,146	10,293,520	△ 3,696,374
Ⅱ 負債の部				
1、流動負債	未払事業費	370,337	785,496	△ 415,159
	未払金	901,328	658,123	243,205
	預り金	102,183	44,206	57,977
	未払い消費税等	0	0	0
	流動負債合計	1,373,848	1,487,825	△ 113,977
2、固定負債				
固定負債合計		0	0	0
負債合計		1,373,848	1,487,825	△ 113,977
Ⅲ 正味財産の部				
1、指定正味財産				
2、一般正味財産		5,223,298	8,805,695	△ 3,582,397
正味財産合計		5,223,298	8,805,695	△ 3,582,397
負債及び正味財産合計		6,597,146	10,293,520	△ 3,696,374

正味財産増減計算書(損益計算書)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	内 容
	合 計	
(1)経常収益		
会費収入	16,187,000	市町・各団体・一般会員会費
負担金	5,975,396	
	2,400,000	能登デスク負担金
	2,875,396	能登の旅情報センター
	700,000	のと里山空港利用促進協議会
補助金	2,547,600	
	2,547,600	能登ふるさと博事業
委託事業	1,285,085	
	700,000	七尾商工会議所
	585,085	ふるさとタクシー無料キャンペーン事業委託料
雑収入	212,745	
	129,603	能登半島物語カード
	83	受取利息等
	83,059	研修費等参加負担金
経常収支合計	26,207,826	
(2)経常費用		
事業費	7,559,621	
	2,547,600	能登ふるさと博
	2,070,000	能登の旅情報センター運営協議会負担金
	174,500	能登の旅情報センター共益費
	2,161,916	観光振興事業
	75,520	研修事業(福井バスツアー)
	530,085	ふるさとタクシー無料キャンペーン委託事業
給与費	14,793,436	
	12,376,815	従業員給与・賞与
	839,954	福利厚生費
	1,576,667	社会保険料・労働保険料
会議費	191,962	
	191,962	会議費・交際費
負担金	3,005,000	
	2,710,000	のと里山空港二次交通運行支援基金
	295,000	各種団体負担金
総務費	4,240,204	
	526,206	通信運搬費(電話、送迎)
	1,316,807	旅費交通費
	159,500	消耗品費(パソコン購入)
	205,920	リース料(パソコン)
	132,066	租税公課(収入印紙等)
	743,540	事務用品費(コピー料金等)
	404,000	広告宣伝費(ホームページ管理料)
	588,940	支払手数料(銀行振込手数料等)
	163,225	雑費
経常費用合計	29,790,223	
当期一般正味財産増減額	△ 3,582,397	
一般正味財産期首残高	8,805,695	
一般正味財産期末残高	5,223,298	

令和3年度 事業計画(案)

1.能登半島魅力強化対策事業

- (1) 観光資源の再開発
能登ふるさと博「能登お宝めぐり」事業
- (2) 世界農業遺産・ユネスコ無形文化遺産・日本遺産・国の重要無形文化財等のPR強化
(あえのこと、青柏祭の曳山行事、能登のアマメハギ、キリコ祭り、海女文化等)
- (3) 妙成寺(羽咋市)の国宝化に向けた文化財の魅力発信
- (4) 七尾湾釣り堀構想
- (5) のとキリシマツツジオープンガーデンの魅力発信

2.観光振興事業

- (1) 観光キャンペーン推進
- (2) 昇龍道を活用した誘客推進
- (3) 二次交通の利便性強化推進
- (4) 能登 MaaS 事業推進
- (5) 世界農業遺産国際会議2021(仮)事業推進
- (6) 能登における万葉集事業

3.誘客事業

- (1) 三大都市圏からの誘客推進
 - ① JR七尾線、のと鉄道観光列車利用推進
- (2) のと里山空港利用推進
 - ① 乗り継ぎ路線対象空港との連携
 - ② 団体旅行利用推進
- (3) 奥能登国際芸術祭 2020+開催支援
- (4) 曹洞宗大本山総持寺開創 700 年記念行事の總持寺祖院開催支援
- (5) 能登地域における交通事業者と連携した
レスポンスブルーツリズム推進に関する調査・実証事業
- (6) JR 金沢駅「能登デスク」運営

4. 情報発信事業

- (1) ホームページ・SNS での情報発信
・モデルコース、コンテンツの情報発信

5.組織体制強化

- (1) 組織の活性化
 - ① DMO 候補法人登録
 - ② 理事会、幹事会の開催
 - ③ 各種要望活動
- (2) 新規会員の募集

【議案第5号】

令和3年度 一般会計収支予算(案)

自 令和 3年4月 1日
至 令和 4年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会 費	16,257,000	16,400,000	△ 143,000	市町・各団体・一般会員会費
負 担 金	5,700,000	5,700,000	0	能登デスク負担金 能登の旅情報センター事業他
補 助 金	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	能登ふるさと博事業
委託事業	1,200,000	0	1,200,000	
雑 収 入	109,702	160,305	△ 50,603	手数料他
繰 越 金	5,223,298	8,805,695	△ 3,582,397	
合 計	30,490,000	34,066,000	△ 3,576,000	

支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
事 業 費	5,870,000	8,570,000	△ 2,700,000	能登ふるさと博事業 能登の旅情報センター運営協議会他
給 与 費	14,531,000	11,100,000	3,431,000	
会 議 費	200,000	200,000	0	総会費、会議費
負 担 金	3,210,000	3,210,000	0	観光団体負担金 のと里山空港二次交通負担金
総 務 費	4,430,000	4,430,000	0	旅費交通費、通信運搬費 広告宣伝費、消費税他
予 備 費	2,249,000	6,556,000	△ 4,307,000	
合 計	30,490,000	34,066,000	△ 3,576,000	

令和3年度 一般会計収支予算内訳

収入の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	予算内訳	内訳
会費	16,257,000	16,257,000	市町・各団体・一般会員会費
負担金	5,700,000	5,700,000	
		2,400,000	能登デスク負担金
		2,600,000	能登の旅情報センター
		700,000	のと里山空港利用促進協議会
補助金	2,000,000	2,000,000	
		2,000,000	能登ふるさと博事業
委託事業	1,200,000	1,200,000	
		1,200,000	七尾商工会議所
雑収入	109,702	109,702	
		109,690	能登半島物語カード利用料
		12	受取利息他
繰越金	5,223,298	5,223,298	
合 計	30,490,000	30,490,000	

支出の部

科目	本年度予算額	予算内訳	内訳
事業費	5,870,000	5,870,000	
		2,000,000	能登ふるさと博(能登のお宝めぐり)
		2,000,000	能登の旅情報センター運営協議会負担金
		1,500,000	観光振興事業
		200,000	視察研修事業
		170,000	能登の情報センター共益費
給与費	14,531,000	14,531,000	
		12,409,000	従業員給与・賞与
		800,000	福利厚生費
		1,322,000	社会保険料・労働保険料
会議費	200,000	200,000	
		200,000	会議費・交際費
負担金	3,210,000	3,210,000	
		2,710,000	のと里山空港二次交通運行支援基金
		500,000	各種団体会費他
総務費	4,430,000	4,430,000	
		500,000	通信運搬費(電話料金・送料)
		2,000,000	旅費交通費
		200,000	リース料(パソコン)
		130,000	租税公課
		700,000	事務用品費(コピー料金等)
		200,000	広告宣伝費(ホームページ管理料)
		600,000	支払手数料
		100,000	雑費
予備費	2,249,000	2,249,000	
合 計	30,490,000	30,490,000	

【議案第6号】

令和3年度のと里山空港二次交通運行支援基金特別会計収支予算(案)

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
負担金	のと里山空港利用促進協議会	2,710,000	2,710,000	0	
	のと里山空港利用促進同盟会	2,710,000	2,710,000	0	
	能登半島広域観光協会	2,710,000	2,710,000	0	
	市町	9,181,000	8,600,000	581,000	
雑収入		337	775	△ 438	利息
前年度繰越金		6,194,663	36,225	6,158,438	
合 計		23,506,000	16,767,000	6,739,000	

支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
のと里山空港二次交通事業費補助金	23,483,000	16,500,000	6,983,000	運行事業
事務費	23,000	21,000	2,000	振込手数料
次年度繰越金	0	246,000	△ 246,000	
合 計	23,506,000	16,767,000	6,739,000	

令和3年度役員改選(案)

新任

協会役職名	所 属 名	所属役職名	氏 名
理 事	輪島温泉観光開発株式会社	代表取締役社長	谷口 和守
	輪島市	副市長	宮坂 雅之
	特定非営利活動法人能登すずなり	理事長	重政 靖之
	和倉温泉観光協会	副会長	小田 與之彦
	一般社団法人ななお・なかのとDMO	理事長	谷崎 裕
	はくい市観光協会	会長	三井 孝秀
	北鉄能登バス株式会社	取締役支配人	中野 裕信
	NPO法人能登ネットワーク	理事長	七海 友也
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	七尾鉄道部長	江下 喜久夫
	のと鉄道株式会社	代表取締役社長	山下 孝明
	全日本空輸株式会社金沢支店	支店長	永井 幸樹
	社団法人昇龍道ドラゴンルート推進協議会	理事長	多田 邦彦
	宗玄酒造株式会社	代表取締役	徳力 暁
	春蘭の里実行委員会	事務局長	多田 喜一郎
	石川県観光戦略推進部	次長	臼井 晴基
	公益社団法人石川県観光連盟	副理事長兼専務理事	蟹由 尚
	石川県企画振興部	次長	有田 祐介
	七尾市	副市長	脇田 明義
	珠洲市	副市長	橋本 良助
	羽咋市	副市長	中田 裕之
	穴水町	副町長	山岸 春雄
	志賀町	副町長	庄田 義則
	宝達志水町	副町長	高下 栄次
	能登町	副町長	下野 信行
	中能登町	参事兼総務課長	高名 雅弘
	(一社)能登半島広域観光協会	事務局長	楠 茂浩
監 事	のと共栄信用金庫	理事長	鈴木 正俊
	興能信用金庫	理事長	田代 克弘

【議案第8号】

能登MaaS推進協議会設立について

1. 設立趣旨

MaaSとはICT技術を活用し複数の交通手段をシームレスにつなぎ1つのサービスとして提供する考え方であり、観光交通や生活交通の利便性を高める効果的な方法として全国的に取組が始まっている。

能登地域では令和2年度に「能登MaaS研究会(事務局:(一社)能登半島広域観光協会)」を3回開催し、交通、観光関連事業者、行政機関などの関係者が集まり、能登におけるMaaSの在り方に関し情報共有を行った。以下、研究会を通じて整理を行った能登における交通課題である。

【能登半島の周遊移動の不自由さ】

- ・ 空港、鉄道(JR、能登鉄道)、高速バス、コミュニティバス等の交通手段が不連続。
- ・ 金沢からの個々の市町へのアクセスはあるが、個人客が能登半島を周遊する際、公共交通機関での移動が困難。
- ・ インバウンドの周遊に対応していない。

【情報提供の充実が必要】

- ・ 観光客、能登の住民が路線、時刻表、乗継を簡易に検索できない。
- ・ 能登の情報(名所、飲食、宿泊、イベント等)の一元的取得が困難。
- ・ 交通、観光関連事業者が団体以外の顧客の動向がわからない。

【住民の交通利便性の向上】

- ・ 地域住民にとっても地域内交通の接続が分かりにくい。
- ・ 免許返納者が地域内を移動できなくなる。

能登MaaS推進協議会は、以上の交通課題の解決を、能登が一体となって強力に推進することを目指し、組織化を図るものである。



能登MaaS研究会 開催の様子

令和2年度に3回の研究会を開催し、毎回約50人が参加。MaaSの見識を深めた。

- 7月30日 キックオフ、基調講演
- 10月6日 アンケート結果、今後の方針
- 2月8日 国の動向、次年度の計画

2. 組織概要

名 称	能登 MaaS 推進協議会		
理 念	複数の交通手段と地域の情報を統合したサービスとして提供することで移動の自由と快適性を図り、地域住民や観光客の利便性を向上する。		
目 的	(1)with コロナに対応する MaaS を活用した能登の観光移動課題の解決 (2)MaaS の生活交通への応用による暮らしの質の向上 (3)移動データの活用による観光政策、各種政策への応用		
規 約	別紙参照		
組 織 構 成	組織体制は、(一社)能登半島広域観光協会会員並びに交通事業者等から選定したものである。また、幹事会を設け能登 MaaS 事業の企画立案・運営を進めていくものとする。		
	(1)委 員	交通事業者★、観光協会、DMO、 商工会議所★・商工会 金融機関、地方自治体（9市町） 石川県観光連盟★ 一般社団法人能登観光広域観光協会（事務局）★	
	(2)オブザーバー	国土交通省、石川県	
	(3)専門委員	旅行会社★、コンサルタント★	
注：★は幹事会構成員、別紙名簿を参照			
所 管	能登半島広域 観光協会 ⇒ 所管 能登MaaS推進協議会 設 立：能登半島広域観光協会総会の承認 事業費：能登半島広域観光協会が負担 ※各種補助事業等を活用 事務局：能登半島広域観光協会		
事 業	(1)MaaS を能登地域に実装させることを目的とする全国版 MaaS 等との連携 (2)MaaS 実証事業等を通じた普及の推進、利用者意見の収集 (3)地元交通事業者と連携した新しいモビリティサービス導入の検討 * 事業推進においては、各種補助事業等を活用する。		
会 費	会費は、当面徴収しない。		

能登 MaaS 推進協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、能登 MaaS 推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、以下の取組を検討する組織として活動することを目的とする。

- (1) (with コロナに対応する) MaaS を活用した能登の観光移動課題の解決
- (2) MaaS の生活交通への応用による暮らしの質の向上
- (3) 移動データの活用による観光政策、各種政策への応用

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) M a a S の実装に向けた取組に関すること
- (2) 先端技術を活用した観光振興や地域活性化に向けた取組に関すること
- (3) M a a S の実証実験に関する事業
- (4) M a a S の研究、周知に関する事業

(構成員)

第4条 協議会は、次の会員等をもって構成する。

- (1) 会員 別紙に掲げる者
- (2) オブザーバー
- (3) 専門委員

2 会員は、自己の職員のうち1名を委員に指名する。

(総会)

第5条 総会は、会員をもって構成する。

(審議事項)

第6条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 事業計画、予算案及び決算に関する事項
- (2) 役員の選任に関する事項
- (3) 規約に関する事項
- (4) その他会務上必要な事項

(開催)

第7条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、年1回開催する。

(議長)

第8条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第9条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第10条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面決議)

第11条 会員が協議会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の協議会の決議があったものとみなす。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、能登半島広域観光協会に置き、協議会運営に係る庶務を担当する。

(幹事会)

第13条 本協議会に幹事会を置く。

2 幹事会委員は会員等から選出する。

3 幹事会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 第3条各号に掲げる事業の活動計画及び活動報告

(2) 規約の制定または変更

(3) その他本協議会の運営にかかる重要事項

(秘密保持)

第14条 会員等は、協議会において知り得た活動内容及び他の会員等に関する一切の事項を、無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(活動の期間)

第15条 協議会は2021年(令和3年)6月28日に設立し、事業が完了するまでの間、活動するものとする。

(加入)

第16条 協議会に加入を希望する者に対しては、構成員全員の書面による事前承諾によってのみ、その加入を認めるものとする。

(会費)

第17条 会費は徴収しない。但し、幹事会の決定により必要に応じて徴収する場合がある。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別定める。

附則

この規約は協議会設立の日から施行する。

能登MaaS推進協議会役員(案)

役職名	所 属 名	所属役職名	氏 名
会 長	一般社団法人能登半島広域観光協会	理事長	谷口 和守
副会長	輪島市	副市長	宮坂 雅之
副会長	特定非営利活動法人 能登すずなり	理事長	重政 靖之
副会長	一般社団法人能登半島広域観光協会	副理事長	小田 與之彦
委 員	公益社団法人石川県バス協会	会長	宮岸 武司
委 員	一般社団法人石川県タクシー協会	副会長	酒谷 正人
委 員	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社地域共生室	営業課長	斉藤 健志
委 員	西日本ジェイアールバス株式会社北陸支店	支店長	大久保範繁
委 員	のと鉄道株式会社	代表取締役社長	山下 孝明
委 員	全日本空輸株式会社金沢支店	支店長	永井 幸樹
委 員	北鉄能登バス株式会社	取締役支配人	中野 裕信
委 員	能登島交通株式会社	代表取締役	青山 邦一
委 員	公益社団法人石川県観光連盟	副理事長兼専務理事	蟹由 尚
委 員	七尾市	副市長	脇田 明義
委 員	珠洲市	副市長	橋本 良助
委 員	羽咋市	副市長	中田 裕之
委 員	穴水町	副町長	山岸 春雄
委 員	志賀町	副町長	庄田 義則
委 員	宝達志水町	副町長	高下 栄次
委 員	能登町	副町長	下野 信行
委 員	中能登町	参事兼総務課長	高名 雅弘
委 員	七尾商工会議所	会頭	大林 重治
委 員	輪島商工会議所	会頭	久岡 政治
委 員	珠洲商工会議所	会頭	刀禰 秀一
委 員	羽咋市商工会	会長	林 一夫
委 員	志賀町商工会	会長	南 哲郎
委 員	富来商工会	会長	寺岡 才治
委 員	宝達志水町商工会	会長	市村 昭代史
委 員	能登鹿北商工会	会長	杉木 勉
委 員	中能登町商工会	会長	古玉 栄治
委 員	門前町商工会	会長	沢田 隆
委 員	穴水町商工会	会長	高木 作之
委 員	能登町商工会	会長	酒屋 利信
委 員	一般社団法人 ななお・なかのDMO	理事長	谷崎 裕
委 員	和倉温泉旅館協同組合	理事長	谷崎 裕
委 員	能登島観光協会	会長	谷口 和義
委 員	一般社団法人輪島市観光協会	会長	新甫 実
委 員	門前町観光協会	会長	沢田 隆
委 員	はくい市観光協会	会長	三井 孝秀
委 員	中能登町観光協会	会長	村田 亘
委 員	穴水町観光物産協会	会長	坂谷 吉春
委 員	一般社団法人志賀町観光協会	理事長	上江 哲夫
委 員	宝達志水町観光協会	会長	谷口 義則
委 員	能登町観光協会	会長	鍛冶 鍊太郎
委 員	曾々木観光協会	会長	奥野 優
専門委員	株式会社日本旅行	取締役兼執行役員	秋山 秀之
専門委員	株式会社計画情報研究所	取締役	米田 亮
オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部	交通企画課長	玉巻 史成
オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局	首席運輸企画専門官	木村 幸典
オブザーバー	石川県企画振興部	次長	有田 祐介
監 事	のと共栄信用金庫	理事長	鈴木 正俊
監 事	興能信用金庫	理事長	田代 克弘
事務局長	一般社団法人能登半島広域観光協会	事務局長	楠 茂浩

能登MaaS推進協議会幹事会(案)

役職名	所 属 名	所属役職名	氏 名
幹 事 長	七尾商工会議所	副会頭	北原 良彦
幹 事	一般社団法人能登半島広域観光協会	副理事長	小田 與之彦
幹 事	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社地域共生室	営業課長	斉藤 健志
幹 事	西日本ジェイアールバス株式会社北陸支店	支店長	大久保範繁
幹 事	のと鉄道株式会社	代表取締役社長	山下 孝明
幹 事	全日本空輸株式会社金沢支店	支店長	永井 幸樹
幹 事	北鉄能登バス株式会社	取締役支配人	中野 裕信
幹 事	能登島交通株式会社	代表取締役	青山 邦一
幹 事	公益社団法人石川県観光連盟	副理事長兼専務理事	蟹由 尚
専門委員	株式会社日本旅行	取締役兼執行役員	秋山 秀之
専門委員	株式会社計画情報研究所	取締役	米田 亮
事務局長	一般社団法人能登半島広域観光協会	事務局長	楠 茂浩

【議案第9号】

(一社)能登半島広域観光協会 DMO 化について

【報告事項】

会 員 加 入 に つ い て

数馬酒造株式会社

代表取締役社長 数馬 嘉一郎

能登千里浜レストハウス

代表取締役 酒井 光博

一般社団法人能登半島広域観光協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人能登半島広域観光協会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、石川県輪島市三井町洲衛10部11番地1能登空港ターミナルビル1階に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、能登半島の広域観光の推進体制の充実を図り、優れた観光資源の活用、保全及び宣伝に努めるとともに、これらを介してこの地域の観光関連産業の振興発展、交流人口拡大に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光理念の普及並びに観光戦略の推進
- (2) 観光団体及び関係機関との連携
- (3) 観光資源の開発保存と活用並びに観光地づくり
- (4) 観光に関する情報収集、調査研究
- (5) 能登空港利用促進など観光宣伝及び観光客誘致
- (6) 観光事業に関わる人材育成
- (7) 能登の旅情報センターの管理運営
- (8) 郷土特産品、観光土産物の紹介斡旋
- (9) 旅行業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員または賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額の入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。但し、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告するものとする。

2 前項の退会をもって、一般社団・財団法人法上の退社とする。

(除 名)

第9条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡、解散もしくは破産したとき。

第4章 総会

(構 成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会としてこれを開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故あるときは、副理事長が議長の任にあたる。理事長及び副理事長に事故があるときは当該総会において常任理事の互選によって議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上50名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち理事長を1名、副理事長を3名以内、常任理事を15名以内とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事たる理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事たる常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉理事長、顧問、相談役及び参与)

第26条 この法人に、任意の機関として、名誉理事長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 名誉理事長、顧問、相談役及び参与の選任及び解任は、総会の決議により行う。
- 3 名誉理事長、顧問、相談役及び参与は理事長の要請に応じ、この法人の事業について必要な助言を行う。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選任及び解任

(4) 諸規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(招 集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故がある時は互選により選任された常任理事が理事会を招集する。

(開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、各事業年度毎に、4ヶ月を超える間隔で年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長又は副理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長及び副理事長以外の理事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して理事会の招集の請求があったとき。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故あるときは、副理事長が議長の任にあたる。理事長及び副理事長に事故があるときは、常任理事の互選によって議長を選出する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は議事録に記名押印する。

第7章 業務推進機関

(業務推進機関)

第34条 この法人の業務を推進するため、この法人に以下の業務推進機関を置く。

- (1) 常任理事会
- (2) 幹事会

- 2 業務推進機関は、法令及びこの定款により、総会、理事会及び役員に付与された権限を有するものではなく、また、事業の推進にあたって、係る権限を実質的に制約するような運用を行ってはならないものとする。

(常任理事会の活動等)

第35条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、この運

営に関する事項は、理事会において定めるところによる。

2 常任理事会は、理事会が決定した方針に従って、この法人の事業を遂行するため、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の業務運営の年間計画を策定し、理事会に提出すること。

(2) この法人の理事の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善についての参考意見を理事会に提出すること。

(幹事の委嘱及び幹事会の活動等)

第36条 幹事は、この法人の会員の中から、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

2 幹事は、幹事会を構成し、この運営に関する事項は、理事会において定めるところによる。

3 幹事会は、理事会及び常任理事会が決定した方針に基づき、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の行う事業の策定に関する事項の調査を行うこと。

(2) この法人の行う事業の遂行に関する連絡調整を行うこと。

4 幹事会は、理事会及び常任理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。

第8章 基金

(基金)

第37条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

4 その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別途「基金取扱規程」を定め、これに従うものとする。

第9章 会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

（剰余金の分配禁止）

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 附 則

（定款に定めがない事項）

第49条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

（定款の変更）

第50条 本定款は、平成26年6月30日に変更する。
本定款は、平成29年6月15日に変更する。
本定款は、平成30年6月22日に変更する。
本定款は、令和元年6月14日に変更する。